



2026年5月12日

各 位

会 社 名	杏 林 製 薬 株 式 会 社
代 表 者 名	代表取締役社長 CEO 荻原 豊
コード番号	コード番号 4569 東証プライム
問 合 せ 先	経営企画部 部長 菊池 章太
電 話	03-6374-9702

株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、2016年5月12日付「業績連動型株式報酬制度の導入について」及び同年7月29日付「業績連動型株式報酬制度導入（詳細決定）について」で公表しています通り、当社の取締役を対象に株式給付信託の仕組みを活用した業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。この度、本制度に関し、新たに当社の委任型執行役員を対象者に追加すること等を目的とする改定（以下、「本改定」といいます。）を本日開催の取締役会において決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の一部改定について

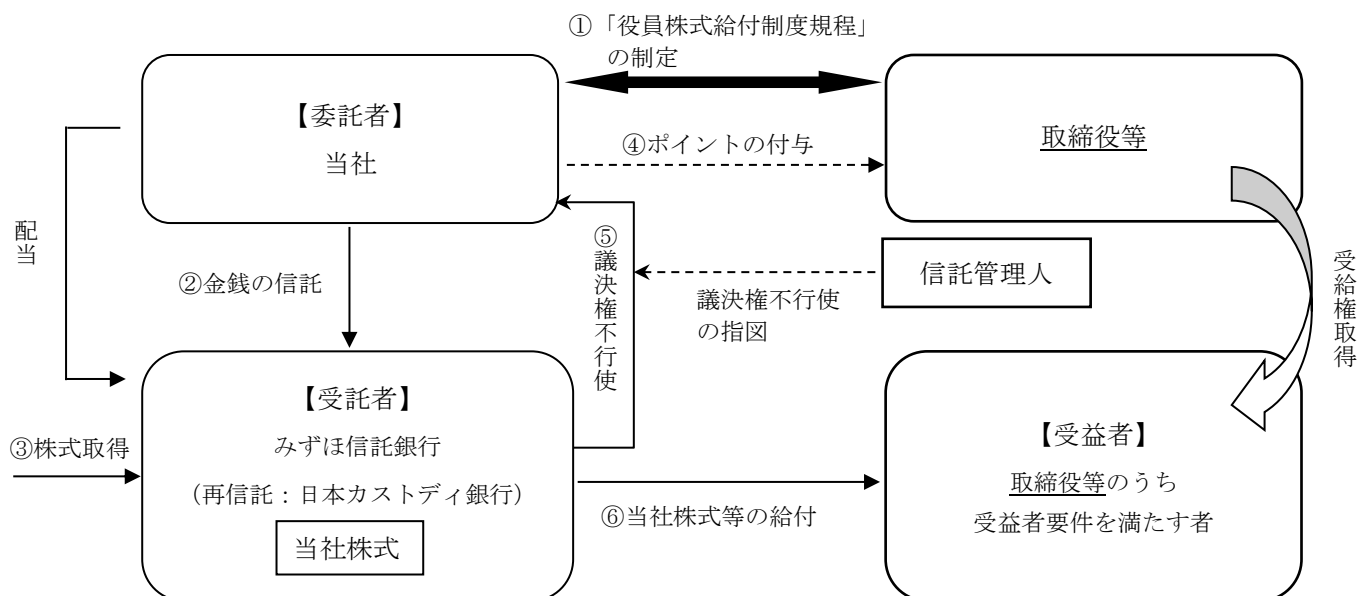
従前の本制度の内容を一部改定します（主な改定箇所は下線の通りです。従前の本制度の内容につきましては2023年6月23日開催の第65回定時株主総会の第3号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬制度の改定の件」をご参照ください。）。

2. 本制度の概要について

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役及び委任型執行役員（以下、「取締役等」といいます。）に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式等が信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として役員株式給付規程に定める信託期間中の一定期日とします。ただし、当該期日が到来するまでに退任する場合は、当該取締役等の退任時とします。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付制度規程」を制定しております。
- ② 当社は、①の株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託しております。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、株式市場を通じて取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付制度規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等のうち「役員株式給付制度規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付制度規程」に定める一定の要件を満たす場合には、当該取締役等に付与されたポイントの一定割合について、当社株式に代えて、当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役及び委任型執行役員（ただし、社外取締役を除きます。なお、監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 取締役等に給付される当社株式数の算定方法とその上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位及び業績達成度等により定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数は、43,000ポイント（うち取締役分として25,000ポイント）を上限といたします。

これは、現在の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定

したものであり、相当であるものと判断しております。なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（6）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（6）の当社株式等の給付に当たり基準となるポイント数は、取締役等が受給権を取得するまでに付与されたポイントを合計した数（以下、「確定ポイント数」といいます。）で確定します。

（4）当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、下記（5）により拠出された資金を原資として、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

（5）信託金額

当社は、上記（3）及び下記（6）に従って当社株式等の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しております。本信託は上記（4）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得しております。具体的には、第58回定時株主総会で承認いただいた範囲内で、2017年3月末日で終了する事業年度から2020年3月末日で終了する事業年度までの4事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）に対応する必要資金として250百万円の金銭を拠出し、本信託を設定しております。

また、当社は第65回定時株主総会において対象期間を2024年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間と当該3事業年度の経過後に開始する原則として3事業年度ごとの期間をそれぞれ「改定後対象期間」といいます。）としました。本制度が終了するまでの間、当社は原則として改定後対象期間に関し、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。なお、改定後対象期間は、当社の中期経営計画の期間と連動させることとし、今後、中期経営計画の期間を変更した場合、当該期間に応じて改定後対象期間も変更いたします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする改定後対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は改定後対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示します。

（6）当社株式等の給付時期

取締役等は、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から確定ポイント数に応じた数の当社株式の給付を受けることができます。ただし、受益者要件に加えて役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役等に付与されたポイント数の一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託より当社株式を売却する場合があります。また、信託期間中に取締役等が死亡した場合、原則として当該取締役等がその時点で付与されているポイント

に対応する当社株式について、当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を、当該取締役等の相続人が受けるものとします。なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、在任中に一定の非違行為を行ったと会社が判断した場合及び在任中に会社に損害が及ぶような不適切行為等を行ったと会社が判断した場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

(7) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(8) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

【本信託の概要】

- ① 名称：株式給付信託（BBT）
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
- ④ 受益者：取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：2016年8月8日
- ⑧ 金銭を信託した日：2016年8月8日
- ⑨ 信託の期間：2016年8月8日から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）